

# ILCHI Brain Yoga 会員約款

**第1条 (定義)** ①「ILCHI Brain Yoga」とは、本部または独立加盟主が運営する、会員制脳教育専門教育機関を言う。  
 ②「会員」とはILCHI Brain Yoga会員約款に同意し、ILCHI Brain Yogaに入会した個人をいう。  
 ③「本部」とは、株式会社DAHN WORLD JAPANをいう。  
 ④本約款によって定めた事項は、ILCHI Brain Yogaの全会員に適用されることとする。

**第2条 (会員資格及びトレーニング期間など)** ① 会員は本約款に同意し本部と契約を締結して、ILCHI Brain Yogaに入会する。  
 ② 会員資格は会員入会申込書を作成し、入会金と所定会費を完納した時に発生する。ただし、入会と同時に3年会員以上に登録した場合は入会金を免除する。  
 ③ 入会金と会費の納付は会員入会申込書に定めた方法と納付日より、当該店舗に支払うこととする。  
 ④ 会費は第3条の第3項の表2の通りとする。ただし、会員家族、職員家族またはその他の事由で割引される場合がある。なお会費は、無料及び割引特典など会員に提供される有形無形の付加サービスが含まれる。  
 ⑤ 未成年者は、入会の際に入会申込書の法定代理人欄に保護者の同意を得るものとする。保護者は自身の会員資格有無に関わらず、本人の責任を連帯して負う。  
 ⑥ 会員資格保有期間はトレーニングを開始した日(以下「受講初日」という)から起算して登録期間の満了で消滅することとする。ただし、第5条休会規定によって期間が延長される場合がある。  
 ⑦ 会員資格期間満了後1年以内に新たに再登録する場合には入会金を免除する。  
 ⑧ 会費全額を納付していない場合は、その金額に相当する期間まで会員の資格を付与が保留される。期間算定は、支払った会費を1か月会員(Aコース(週1-2回):12,000円+消費税又はBコース(フリー):15,000円+消費税)※ただし家族割引を受けた方は割引された金額に従う。詳しくは第3条第3項の表2を参考で割った期間とする。

**第3条 (会員の権利)** ① 会員は、会員資格保有期間内には、所属店舗で、本部が定める正規トレーニングの指導を受けることができる。  
 ② 会員種別により下記の特典を設ける。(表1)各クラスの内容は別に定める。

特典名内容	特典対象会員範囲	1回当価額
1 1年会員特別クラス	1年、3年、5年、(旧)ゴールド会員	2,000円+消費税
2 3年会員特別クラス	3年、5年、(旧)ゴールド会員	3,000円+消費税
3 5年会員特別クラス	5年、(旧)ゴールド会員	4,000円+消費税

③ 1年、3年、5年会員、(旧)ゴールド会員の家族が入会する場合は、6人まで、3年、1年、月会員会費を割引く。割引率は下の表2の通りとする。

入会コース	入会金	既存会費定価					家族割引後の会費 (単位:円)				
		割引率	5%	10%	20%	30%	1年	3年	5年	(旧)ゴールド	
1か月Aコース	8,000円 (税込)	12,000+消費税	11,400+消費税	10,800+消費税	9,600+消費税	8,400+消費税					
1か月Bコース		15,000+消費税	14,250+消費税	13,500+消費税	12,000+消費税	10,500+消費税					
3か月Aコース		33,000+消費税	31,350+消費税	29,700+消費税	26,400+消費税	23,100+消費税					
3か月Bコース		40,000+消費税	38,000+消費税	36,000+消費税	32,000+消費税	28,000+消費税					
1年Aコース		120,000+消費税	114,000+消費税	108,000+消費税	96,000+消費税	84,000+消費税					
1年Bコース		150,000+消費税	142,500+消費税	135,000+消費税	120,000+消費税	105,000+消費税					
3年フリー		316,000+消費税	300,200+消費税	284,400+消費税	252,800+消費税	221,200+消費税					
5年フリー		457,000+消費税	434,150+消費税	411,300+消費税	365,600+消費税	319,900+消費税					

家族の範囲は、祖父母、両親、子、孫、兄弟姉妹、配偶者、子の配偶者、兄弟の配偶者、配偶者の両親と祖父母、配偶者の兄弟、配偶者の兄弟の配偶者とする。ただし、割引の根拠となった会員(以下「親会員」という)が退会により当該店舗より会費返還を受けたとき、または第7条により資格喪失になった場合は、割引されて登録した会員は割引された金額を追加で支払うこととする。

④ 会員の資格と権利は、他に貸与もしくは譲渡できない。また相続の対象にはならない。ただし、会費返還に該当する場合には、本人または法令上正当な承継人は、会費の返還を請求することができる。  
 ⑤ 会員の権利の内容、正規トレーニングの時間および内容、店舗運営システムを本部が必要と判断した場合変更することができる。この場合本部は事前に、または事後に会員に公知する。

**第4条 (所属店舗の移籍)** 会員は会員資格を持つ間、転動・引越しなどの理由で、所属店舗の移籍を希望する場合は所属店舗責任者および移籍する店舗(加盟店または直営店を問わず)責任者の承認を得て移籍することができる。ただし、第7条資格喪失理由に該当してはならない。移籍申請は所属店舗に申し込むこととする。

**第5条 (休会)** ① 会員は店舗に備えられている休会申込書を作成し、店舗に提出してから休会することができる。ただし、1か月会員は除く。  
 ② 休会申込によって会員資格保有期間が休会期間分延長される。会費返還については、休会期間が受講期間に算入しない。  
 ③ 休会の期間は、1回最長6か月間とし、2回を限度とする。

④ 休会期間が過ぎた時点で自動的に受講期間が進行する。休会期間中に一般トレーニングまたは特別トレーニングなど教育を受けた場合は、その時点から休会が終了したものとみなす。

**第6条 (会費の返還)** ① 入会申込日から7日(撤回期間)以内であれば、会費を払って入会した当該店舗へ申し込みを撤回し退会することができる。撤回の意思表示があったとき、すでにトレーニングを受けた後であっても当該店舗が会費を全額返還する。ただし、入会金は返金しないこととする。

② 撤回期間が経過してから退会を申し込む場合は、1か月会費は返還しないこととする。その他の会費の場合は実際納付した会費から、(a)解約手数料、(b)受講期間会費(基幹会費(3か月Aコース、1年Aコースの場合は、1か月Aコースの会費=12,000円+消費税、3か月Bコース、1年Bコース、3年コース、5年コースの場合は、1か月Bコースの会費=15,000円+消費税))に受講月数を掛けて計算する。ただし、実際計算期間が1か月未満の場合は1か月とする)、(c)その他の特典付与分(①「本約款で定めた会員別特典分」および ②「3年会員以上の場合入会金免除分」)を引いた残額を返還することとする。返還金額算定に関しては下の表3を参考とする。  
 ③ 会費返還は店舗に備えられている「退会及び会費返金申込書兼会費返還確認書」を作成して会費を納付した当該店舗へ申し込むものとする。  
 ④ 返還金は、前項の書類が本部又は当該の店舗に届いた日から1か月以内に、本部が返還請求者の指定した口座に振り込むこととする。

**第7条 (資格喪失)** ① 会員が次の各号に該当する場合には、会員資格を喪失させることができる。  
 ア) 入会申込書、その他関連書類に虚偽内容を記載した場合  
 イ) 本部及び本部協力団体に対して日本の法令に抵触する行為をした場合  
 ウ) 本部の書面による許可を受けずに本部のトレーニング技法を活用した場合、または本部が使用権などの権利を持つ知的財産権を侵害した場合  
 エ) 店舗または野外でのトレーニングの際、他の会員のトレーニングを暴言、暴行、その他の行為で妨害した場合  
 オ) 肉体的・精神的健康状態、その他本人の事情によってトレーニングを受けることが困難になった場合、または他の会員のトレーニングに支障をもたらす恐れのある場合  
 ② 本条により会員資格を喪失した時には会費の返還を請求することはできない。ただし、前項オ)号の場合に限って第6条の定めに従って会費の返還を請求することができる。

**第8条 (会員の義務及び注意事項)** ① 会員は本約款及び関係法令の規定を遵守するものとする。  
 ② 入会に際しては、入会申込書、その他関連書類に疾病履歴、連絡先などすべての項目を正確に記載しなければならない。記載事項に変更があったときは、変更発生の日から7日以内に変更事項を書面または電子メールで所属店舗に通知しなければならない。  
 ③ 前項の通知を怠ったことにより発生する不利益は会員の負担とする。  
 ④ 会員は自分の健康状態をよく観察し、医師の指示なしに投薬中の薬を任意に中断してはならない。健康状態の変化を自覚し、投薬その他医学的処置に関することは医師の所見に従わなければならない。医師の所見に従わなかった場合または会員の持病、トレーナーの指示に従わずに発生した不注意による事故については、本部はその責任を負わない。  
 ⑤ 会員が特に教育管理者に保管を依頼しなかった貴重品については、盗難、紛失、滅失または毀損された場合も本部は責任を負わない。

**第9条 (その他)** ① 本約款の施行日は2014年4月1日とする。  
 ② 本約款に定めのない事項については、関係法令並びに公序良俗に従って、互いに誠意をもって協議し解決する。  
 ③ 本約款に関わる紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

**<<個人情報取り扱いに関する規約>>**

**第1条 (利用目的)** 本部(株式会社DAHN WORLD JAPAN)ならびに独立加盟主(当店舗)は、会員の個人情報(1)会員の各種サービス契約及びその他利用状況の管理、(2)郵送、電話、ファクシミリ、または電子メールによる各種の案内(会員のサービスなどを提供するうえで必要となる確認、販売促進用資料及びアンケートなど、イベント及び新しいサービスなどの案内)(3)マーケティング活動及び商品開発のために利用します。

**第2条 (安全管理)** 本部及び独立加盟主は、会員の皆様からいただいた個人情報を厳重に管理し、漏洩、改ざん等の防止対策を講じるものとします。

**第3条 (第三者に委託)** 本部ならびに独立加盟主は、会員の個人情報を第1条の利用目的を達成するのに必要な範囲内で、会員の個人情報の事務処理(コンピューター事務など)を第三者に委託する場合があります。この場合、本部ならびに独立加盟主は、委託する個人情報に保護措置を講じた上で、委託をします。また委託先に対しては、委託した個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督をおこないます。

**第4条 (提供の同意)** 本部ならびに独立加盟主は会員の個人情報を共有し、相互間に提供します。また会員はここに同意します。

**第5条 (第三者提供)** 第3条及び第4条に規定する場合及びそのほか法令上認められる場合を除いて、本部ならびに独立加盟主は、予め会員の同意を得ないで、会員の個人情報を第三者に提供することはありません。

**第6条 (開示・訂正等)** 会員は自分の個人情報の開示・訂正・追加または削除を希望する場合は本部ならびに独立加盟主に請求することができます。本部ならびに独立加盟主は会員から連絡をいただいた場合には、適切かつ迅速な処理を行うよう努力します。

種別	会費総額	1年会員の家族	3年会員の家族	5年会員の家族	(旧)ゴールド会員の家族	その他	② 解約手数料
1ヶ月Aコース(週1~2回)	12,000+消費税(①)	11,400+消費税	10,800+消費税	9,600+消費税	8,400+消費税		-
1ヶ月Bコース(フリー)	15,000+消費税(①)	14,250+消費税	13,500+消費税	12,000+消費税	10,500+消費税		-
3ヶ月Aコース(週1~2回)	33,000+消費税	31,350+消費税	29,700+消費税	26,400+消費税	23,100+消費税		3,300+消費税
3ヶ月Bコース(フリー)	40,000+消費税	38,000+消費税	36,000+消費税	32,000+消費税	28,000+消費税		4,000+消費税
1年Aコース(週1~2回)	120,000+消費税	114,000+消費税	108,000+消費税	96,000+消費税	84,000+消費税		12,000+消費税
1年Bコース(フリー)	150,000+消費税	142,500+消費税	135,000+消費税	120,000+消費税	105,000+消費税		15,000+消費税
3年コース(フリー)	316,000+消費税	300,200+消費税	284,400+消費税	252,800+消費税	221,200+消費税		31,600+消費税
5年コース(フリー)	457,000+消費税	434,150+消費税	411,300+消費税	365,600+消費税	319,900+消費税		45,700+消費税
③ 受講期間の会費	受講期間 = 受講初日 ~ 退会意思表示日(月数)		計算方法 = 1か月会費(①) × 受講月数				
④ その他の特典: 本約款で定めた会員別特典および割引特典付与分(表1の会員別特別クラス参加分、3年以上会員の場合入会金免除分)							
返還金額	計算方法 返還金額 = 納付金額 - 解約手数料(②) - 受講期間の会費(③) - その他の特典付与分(④)						
※ 学生は1か月会費のみ20%割引適用されます。							